

大阪医科大学 学長予定者選考委員会関連規程抜粋

学長予定者の選考方法

【大阪医科大学 学長予定者選考規程 第4条】

(選考の方法)

第4条 学長予定者の選考は、学長予定者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置し、選考委員会より3名以内の学長候補者を学長予定者選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という。）に推薦し、選挙及び理事会における選出により学長予定者を確定する。

2 学長候補者が1名となった場合には、選考委員会委員長よりその者を理事会に報告し、役員候補者審査委員会で、再度その者の適性を審議した後、理事会で予定者としての採否を決定する。

3 選考委員会の構成、事務内容等は、学長予定者選考委員会規程に定める。

学長予定者選考委員会の役割

【大阪医科大学 学長予定者選考委員会規程 第6条】

(選考委員会の役割)

第6条 選考委員会は、次の役割を担う。

(1) 3名以内の学長候補者の選挙管理委員会への推薦

(2) 学長候補者が1名の場合、委員長によるその学長候補者の理事会への報告

(3) 全ての場合において、選考過程の理事会への報告

2 選考委員会は、学長予定者選考規程第12条第3項の規定に基づき、学長候補者を選考する。

各議題の関連規程抜粋

1. 委員委嘱について

【大阪医科大学 学長予定者選考委員会規程 第3条第1項】

第3条 選考委員は、次のとおりとし、理事長が委嘱する。

(1) 理事会が推薦する理事5名。ただし、外部理事を3名以上含む。

(2) 医学部教授会からの選出者4名

(3) 看護学部教授会からの選出者1名

2. 委員会成立確認

【大阪医科大学 学長予定者選考委員会規程 第4条及び第5条】

(定足数及び議決数)

第4条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

2 選考委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合、委員長の決するところによる。

(委任状)

第5条 選考委員会に出席できない選考委員は、委任状を提出して選考委員としての権限を他の選考委員に委任することができる。

2 委任状を提出した選考委員は、出席したものとみなす。

3. 委員長の選出について

【大阪医科大学 学長予定者選考委員会規程 第3条3項】

第3条 3 委員長は、選考委員の互選によって決定する。

4. 学長候補者選考の選考方法とスケジュールについて

【大阪医科大学 学長予定者選考規程 第4条第1項及び第2項】

(選考の方法)

第4条 学長予定者の選考は、学長予定者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置し、選考委員会より3名以内の学長候補者を学長予定者選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」という。）に推薦し、選挙及び理事会における選出により学長予定者を確定する。

2 学長候補者が1名となった場合には、選考委員会委員長よりその者を理事会に報告し、役員候補者審査委員会で、再度その者の適性を審議した後、理事会で予定者としての採否を決定する。

【大阪医科大学 学長予定者選考規程 第2条第1項第1号および第3条第1項】

第2条 学長予定者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 学長の任期が満了するとき。

第3条 前条第1項第1号の場合、理事長は、その任期満了の日の少なくとも3か月前までに学長予定者選考の手続を開始しなければならない。

5. 学長候補者選考の公募について

【大阪医科大学 学長予定者選考委員会規程 第8条】

(学長候補者募集方法)

第8条 選考委員会は、次の方法で学長候補者を募集する。

(1) 自薦による学長候補者は、「学長候補者立候補届」と「所信表明書」の提出による受け付け。

(2) 他薦による学長候補者は、「推薦状」と被推薦者が記入する「被推薦者所信表明書」および「学長候補者被推薦者同意書」の提出による受け付け。なお、他薦は、選考委員、本学教授（専門教授含む。）又は理事による推薦を要する。